

イギリス2010年平等法注釈（7・完）

鈴木 隆

島大法学第56巻第1・2号抜刷〔翻訳〕

2012年7月

イギリス2010年平等法注釈（7・完）

鈴木 隆

緒言

序

条文の解釈

第1部：社会経済的不平等

第2部：重要な概念（以上、54巻1・2号）

第3部：サービスと公務

第4部：施設

第5部：労働（以上、54巻3号）

第6部：教育

第7部：団体

第8部：禁止行為：附随

第9部：執行（以上、54巻4号）

第10部：契約等

第11部：平等の進捗

第12部：障害者：交通機関

第13部：障害：その他（以上、55巻1号）

第14部：一般的例外

第15部：家族の財産

第16部：一般とその他

附則1：障害：補足規定

附則2：サービスと公務：合理的調整

附則3：サービスと公務：例外

- 附則4：施設：合理的調整（以上、55巻2号）
- 附則5：施設：例外
- 附則6：役職保持者：排除される役職
- 附則7：条件の平等：例外
- 附則8：労働：合理的調整
- 附則9：労働：例外
- 附則10：障害を持つ生徒のアクセス性（以上、55巻4号）
- 附則11：学校：例外
- 附則12：継続・高等教育の例外
- 附則13：教育：合理的調整
- 附則14：教育的慈善事業と寄付
- 附則15：団体：合理的調整
- 附則16：団体：例外
- 附則17：障害を持つ生徒：執行
- 附則18：公的部門の平等義務：例外
- 附則19：公的機関
- 附則20：鉄道車両のアクセス性：遵守
- 附則21：合理的調整：補足
- 附則22：制定法上の規定
- 附則23：一般的例外
- 附則24：調和：例外
- 附則25：情報社会のサービス
- 附則26：改正
- 附則27：廃止と取消
- 附則28：定義される表現の索引（以上、本号）

附則11：学校：例外

第1部：性差別

871 本附則の第1部は、単一性の学校の存在と単一性の寮を認め、共学に転換している単一性の学校のための経過規定を制定するために、85条の学校による性差別の禁止の例外を定める。

背景

872 これらの規定は、1975年性差別禁止法の規定の効果を複製することを目的とする。

単一性学校への入学許可：1条

効果

873 本条は、単一性の学校が異性の生徒に入学許可することを拒否することを認める。学校が1つの性の生徒のみに入学を許可する場合、それは単一性と定義される。例外的にまたは特定の課程もしくはクラスのみに関して学校が少数の異性の生徒に入学を許可する場合であっても、これはそうである。そのような生徒を特定の課程またはクラスに制限することは、差別ではない。しかしながら、異性の生徒に対する学校によるその他の形態の性差別は、依然として違法になる。

例

- ・ 少年男子のみに入学許可する学校は、少年女子を違法に差別していない。
- ・ 少年男子の学校の特定の数の職員の娘が通学することを認められる場合、それは依然として単一性の学校とみなされる。
- ・ 一部の少年女子を第6学年に入学許可するまたは少年女子に自校では提供されない特定のGCSE課程に通学することを認める少年男子の学校は、依然として単一性の学校とみなされる。
- ・ 少年女子にAレベルの科学のクラスに入学許可する少年男子の学校が、少年女子にAレベルの報道の授業または数学のクラスに入学許可することを拒否する場合、同校は違法に差別していない。
- ・ 少年女子に第6学年に入学許可するが、その他の第6学年の生徒と同じカ

フェテリアを利用するまたは同じ通学路に行くことを認めることを拒否する少年男子の学校は、少年女子を違法に差別している。

単一性の寮：2条

効果

874 本条は、生徒の一部が寮生である共学の学校は、1つの性の生徒のみが寮生になることを適法に認めることができることを規定する。異性の一部が寮生として認められるとしても、その数が相対的に少ない限り、その例外は適用される。本条は、入学時に生徒に入寮を認めること、またはその後の段階で入寮の便宜を供与することを拒否すること学校に認める。

例

- ・共学の学校は、女性の寮生のために便宜を供与し、男性は寮生として受け入れることはできないことを学校案内に適法に記載することができる。

共学に転換している単一性の学校：3条と4条

効果

875 3条と4条は、単一性施設から共学施設へ変更する過程にある学校が、単一性から移行が完成するまでに単一性に入学許可を制限することを継続することを可能にするために、経過的適用免除を申請することを可能にする。

876 4条は、各種の学校のための経過的適用免除命令の申請のための手続を定める。

例

- ・経過的適用免除命令が4条の仕組みに従って下される場合。
- ・上級のクラスを維持しながら7歳クラスに少年女子を入学許可することを開始することにより共学になることを決定する少年男子の学校は、共学のクラスが学校全体で形成されるまで、その他の歳のクラスに少年女子を入学許可することを拒否することにより違法に差別していることにはならない。
- ・各歳のグループに特定の数の少年男子を当初入学許可することにより共学になることを決定する少年女子の学校は、各歳のグループに少年男子のた

めの多くの席を維持することにより違法に差別していることにはならない。

- ・ 共学になる過程にある学校は、男女の生徒が入学許可されたならば、彼らを平等に取り扱わなければならない。なぜならば、経過適用免除命令は、入学許可のみに関係するからである。

第2部：宗教・信条に関係する差別

877 本附則の第2部は、宗教的性格を持つ学校といずれかの学校における礼拝その他の宗教上の儀式行為に関して宗教・信条を理由とする差別の禁止の例外を設ける。

背景

878 これらの例外と7条の修正権限は、2006年平等法の第2部の規定の効果を複製することを目的とする。

宗教的性格を持つ学校等：5条

効果

879 宗教的性格または風潮を持つ学校（しばしば信仰学校と称される）が、入学許可と給付、便宜またはサービスへのアクセスに関して宗教・信条を理由に差別することを本条は認める。信仰学校は、それ自体の宗教のメンバーを優先する入学許可規準を持つことができることを本条は意味し、信仰学校がその宗教的性格または風潮と両立する方法で行動することを本条は認める。信仰学校が性、人種または性的傾向のようなその他のいかなる保護される特徴を理由に差別することも本条は認めない。生徒を退学させるまたは生徒に懲戒処分を課すようなその他の点において宗教を理由に信仰学校が差別することを本条は認めない。

例

- ・ イスラム教の学校は、入学志願者を選抜する際にイスラム教徒の生徒を優先することができる（もっとも入学許可規則は、志願者が募集定員を超過しない限り別の宗教または無宗教の生徒を受け入れることを同校が拒否することを認めないことになる）。しかしながら、子どもが黒人またはレズビアンであることを理由に同校自体の信仰の子どもの入学許可を拒否するよ

うに、その他のいかなる保護される特徴を理由に同校が生徒を差別することはできない。

- ・僧侶からの精神的指導または心理療法的ケアを提供するユダヤ教の学校は、その他の宗教上の信仰の生徒に同等の提供を行わないことにより違法に差別していない。
- ・礼拝堂のようなそれ自体の信仰にとくに重要な施設への生徒の訪問を組織するローマカトリック教の学校は、その他の生徒の信仰に有意義な施設への旅行を手配しないことにより違法に差別していない。
- ・生徒が信仰学校の信仰を放棄するまたは別の宗教または宗派に入信したことを理由に信仰学校が生徒を懲戒処分または退学にしようとする場合、同校は違法に行動していることになる。

カリキュラム、礼拝等：6条

効果

880 学校によりまたは学校のために組織された礼拝その他の宗教上の儀式行為に関して行われるいかなるものについても、それがカリキュラムの一部であるか否かにかかわらず、本条は、宗教的差別の禁止を適用しない。

背景

881 この例外は、信仰学校だけではなくいかなる学校にも適用され、集団礼拝が大体のキリスト教徒の性質であることを一般的に要求する学校での宗教的礼拝に関して現行の立法的枠組みとの衝突を回避する必要性を反映する。親は子どもを集団礼拝から離すことができ、第6学年の生徒は差し控えることを決めることができるが、生徒の中で表現される様々な宗教・信条のために別の礼拝の機会を提供する義務を学校は負わない。6条の例外は、その立場を維持する。この例外は、2006年平等法の立場を複製することを目的とする。

例

- ・教育法の下で、主にキリスト教の性格を持つ礼拝の要素を含む毎日の集会にユダヤ教徒またはヒンドウ教徒の親が自分の子の参加を差し控えさせることを学校は認めなければならないが、ユダヤ教またはヒンドウ教の

礼拝を含む代わりの集会を提供しないことにより学校はそのような子どもを違法に差別していることにはならない。

- ・その他の宗教または無宗教の子どもに対する宗教差別の訴えを受けることなしに、クリスマス、ヒンドウ教の灯明の祭り、ハヌカーまたは断食明けの祭りのような信仰を祝う式典を学校が組織するまたは参加することは自由である。

改正する権限：7条

効果

882 7条は、閣内大臣が、これらの宗教差別の例外を付加する、改正するまたは廃止する権限を規定する。

背景

883 この権限は、学校に対する宗教差別を最初に禁止した2006年平等法の第2部の規定の効果を複製することを目的とする。この権限は、未だに行使されていない。その目的は、これらの規定が十分な期間施行されてから規定の作用を見直し、その経験に照らして必要であると見られる変更を、2次の立法を利用して行うことを閣内大臣に可能にすることである。

第3部：障害者差別

選考の許容される形態：8条

効果

884 本条は、学校が使用している選考の許容される形態を適用する際に学校は障害を持つ生徒を差別することにならないことを規定する。

背景

885 本条は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を複製することを目的とする。選考の許容される形態は、グラマースクールにより運用される選考による入学許可制度、1998年学校基準・枠組み法に従った能力と素質による選考である。

例

- ・障害を持つ生徒が学校により設けられた教育的入学要件を満たさない場合、

その生徒の親は、特定の学校に対し障害者差別を訴えることはできない。

附則12：継続・高等教育の例外

第1部：単一性の施設

効果

886 本附則の第1部は、単一性の学寮の存在を認め、共学に転換している単一性の施設のために経過規定を制定するために、継続・高等教育施設による性差別の禁止の例外を設ける。

背景

887 これらの規定は、1975年性差別禁止法の規定の効果を複製することを目的とする。

単一性の施設への入学許可：1条

効果

888 本条は、単一性の施設が異性の一員に入学許可することを拒否することを認める。施設が1つの性の学生のみに入学者を許可する場合に、施設は単一性と定義される。異性の学生に例外的に入学者を許可する、または相対的に少数の異性の学生に特定の課程またはクラスのみへの入学許可する施設は、依然として単一性とみなされる。そのような学生を特定の課程またはクラスに制限することは認められる。しかしながら、異性の学生に対する施設によるその他の形態の性差別は、依然として違法になる。

例

- ・女性の学生のみに入学者を許可する女子学寮は、男性を違法に差別していない。
- ・特定の課程の定員を埋めるために学寮が少数の男性に入学者を許可する場合、それは依然として単一性の学寮とみなされる。男性にその他の課程への入学許可することを拒否することにより学寮は違法に差別してはいない。
- ・男性に特定の課程への入学許可するがその学生に学生カフェテリアを利用させることを拒否する学寮は、男性を違法に差別していることになる。

共学に転換している単一性の施設：2条と3条**効果**

889 これらの条文は、単一性から共学施設に変更する過程にある学寮が、単一性からの移行が完成するまでに単一性に入学許可を制限することを継続することを可能にするために、経過的適用免除命令を申請することを可能にする。

890 3条は、経過的適用免除命令を申請するための手続を定める。

背景

891 これらの規定は、1975年性差別禁止法の規定の効果を複製することを目的とする。

例

- ・経過的適用免除命令が3条の仕組みに従って下される場合。
- ・大学1年に特定の数の男子学生を入学許可することを開始することにより共学になることを決定する女子学寮は、入学許可する男性の数を制限すること、または大学院課程に男性がアクセスすることを拒否することにより違法に差別していることにはならない。
- ・共学になる過程にある学寮は、入学許可されたならばその男女の学生を平等に取り扱わなければならない。なぜならば、経過的適用免除命令は、入学許可に関する差別のみに関係するからである。

第2部：その他の例外**職業上の要件：4条****効果**

892 附則9の例外の下で、特定の人種、性、宗教、性的傾向または年齢であるもしくは性転換していないあるいは婚姻またはシビル・パートナーシップにないので、不適格ではない者に適法に制限されることができ労働のためにある者に適するのみである訓練を提供することに関して、高等・継続教育施設が保護される特徴に基づいてある者に異なる取扱いをすることを本条は可能にする。

背景

893 これは、従前の立法の規定の効果を複製することを目的とする。

例

- ・カトリック教義の学寮は、カトリックの僧職の候補者の準備をすることのみを目的とした訓練課程への女性の入学許可を拒否することができる。しかしながら、英国国教会の学寮は、男性に僧職のための訓練を制限することはできない。なぜならば、女性も英国国教会の僧侶になることができるからである。

宗教的風潮を持つ施設：5条**効果**

894 施設が宗教的風潮を持つと閣内大臣が確信する場合、同大臣に施設を指定する権限を本条は付与する。施設が指定された場合、関係する宗教・信条を共有する学生をそうではない学生よりも優先して施設は入学許可することができるが、職業訓練を構成しない課程の入学許可に関してのみである。

背景

895 これは、2003年雇用平等（宗教・信条）規則の例外の下の従前の立場が維持されることを可能にする。同規則の附則1Bは、宗教的風潮を持つ少数の第6学年学寮のために差別禁止を修正した。その意図は、この権限がそのような学寮を指定するために行使されることである。

婚姻上の地位に左右される給付等：6条**効果**

896 既婚者とシビル・パートナーに一居住施設へのアクセスのような給付、便宜またはサービスを限定する高等・継続教育施設は、未婚者またはシビル・パートナーシップにない者に対し性的傾向を理由に差別してはいない。

背景

897 これは、高等・継続教育施設に関係する限り、2003年雇用平等（性的傾向）規則の規定の効果を複製することを目的とする。

育児：7条

効果

898 特定の年齢グループの子どもに限定される、学生の子どものための育児を提供するまたは手配をするもしくは便宜供与することを高等・継続教育施設は認められることを本条は規定する。これは、支弁するまたは補助金を出すもしくは親がいっそう多くの育児時間を過ごすことを可能にすることを含むあらゆる種類の育児援助を含む。

背景

899 学生自身の年齢ではなく学生と親族関係にある者の年齢を理由に高等・継続教育施設が差別することを法は違法とする。この例外は、16歳以下である学生の子どものための育児が関係する場合、これが子どもの年齢に基づくことが違法ではないことを明らかにする。

例

- ・学寮が学生の就学前の子どものために保育所を提供する場合、これは、年上の子どもの親である学生に対する違法な年齢に関係する差別ではない。その提供と年齢制限が客観的に正当化されることを学寮は示す必要はない。

附則13：教育：合理的調整

900 本附則は、障害者に関して教育機関により行われる合理的調整を規定する。

効果

901 入学許可、教育の提供、給付、便宜およびサービスへのアクセスに関係する2条は、以下の要件を遵守することを学校に要求する。

- ・いかなる規定、規準または慣行も障害者ではない生徒と比較して障害を持つ生徒に実質的不利益を被らせないことを保障する。
- ・いかなるそのような不利益も除去することを援助する合理的補助的援助を提供する。

902 入学許可、教育、給付、便宜およびサービスへのアクセスそして資格の

付与に関して3条は、高等・継続教育機関に以下のために合理的措置を講じる要件を遵守することを要求する。

- ・いかなる規定、規準または慣行も障害者ではない学生と比較して障害を持つ学生に実質的不利益を被らせないことを保障する。
- ・障害を持つ学生に不利益を被らせる物理的特徴を変更するために合理的措置を講じる。
- ・いかなるそのような不利益も除去することを援助する合理的補助的援助を提供する。

903 4条は、資格の付与に関して、「関係する障害者」である者を定義する。同条はさらに、規定、規準または慣行は、さらに定義される能力基準の適用を含まないことを定める。

904 5条は、高等教育または継続教育を提供している地方機関と維持学校に対し、いかなる規定、規準または慣行も障害者に実質的不利益を被らせないことを保障するために合理的措置を講じる、継続または高等教育の課程に人々を入学させることそして入学後に提供されるサービスに関していかなる不利益も除去することを援助するために合理的補助的援助を提供することを要求する。そのようなサービスを提供している地方機関はさらに、障害者に不利益を被らせる物理的特徴を変更するために合理的措置を講じる必要がある。

905 6条は、レクリエーションまたは訓練の便宜を提供している地方機関に対しいかなる規定、規準または慣行も障害者に実質的不利益を被らせないことを保障するために合理的措置を講じることを要求する。地方機関は、障害者に不利益を被らせる物理的特徴を変更するために合理的措置を講じ、レクリエーションまたは訓練の便宜を提供するためのそれらの手配に関していかなる不利益も除去することを援助するために合理的補助的援助を提供しなければならない。

906 7条は、教育機関が合理的措置を決定する際に平等・人権委員会により作成される関係する行為準則を考慮することを要求する。

907 8条は、特定の者のために合理的調整を行う際に、教育機関は、その者

の障害の秘密の性質と存在を維持するためにその者により行われる要求を検討することが必要であることを要求する。

908 9条は、以下のために資格付与団体が合理的措置を講じなければならないことを定める。

- ・いかなる規定、規準または慣行も障害者に実質的不利益を被らせないことを保障する。
- ・障害者に不利益を被らせる物理的特徴を変更する。
- ・資格の付与に関していかなる不利益も除去することを援助するために合理的補助的援助を提供する。

背景

909 これらの規定は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を主として複製することを目的とする。

例

- ・多くの障害を持つ生徒を抱える学校は、受験する生徒のために特別の手配を講じることができる。
- ・学校は盲目の生徒のために点字の教科書を提供することができるのでその他の生徒と同じ情報に対するアクセスを彼らは持つ。
- ・大学は障害を持つ生徒に幾つかの問題を引き起こす回転扉を持ち、これらの義務の下で大学がその扉を横開きのものに置き換えることが合理的である。
- ・車椅子を必要とする生徒が体育の授業を受けないことにより不利益を受けないことを保障するために、学校はマッサージ師と協議し、生徒が体育の授業を受けるために特別な活動を考案する。

附則14：教育的慈善事業と寄付

教育的慈善事業：1条

効果

910 利用できる給付を単一性に制限する教育的慈善事業に関する信託証書そ

の他の文書が閣内大臣により修正されることを本条は規定する。寄付者のまたは寄付者もしくは信託者の個人的代表の同意なしに信託が創設されて25年以内にはこれは行うことはできない。申請者は、提案の詳細を公表し、命令を下す前に閣内大臣が意見を検討することを請う必要がある。

背景

911 本条は、1975年性差別禁止法78条の規定を複製する。単一性の学校が共学になろうとして学校に関係する特定の慈善事業から両性が給付を受けることを可能にすることを希望する際に、このことは生じる見込みである。

例

- ・単一性の（少年男子の）中等学校は、第6学年に少年女子を現在受け入れており、大学進学を希望する少年男子に奨学金を支給し授業料を援助する信託証書を修正することを希望する—その結果、学校は少年女子に援助を提供することもできる。

教育的寄付：2条

効果

912 1条と類似の権限がスコットランドで運用される教育的寄付を修正するためにスコットランドの大臣に付与される。

附則15：団体：合理的調整

効果

913 本附則は、法20条の合理的調整を行う義務が団体にどのように適用されるかを説明する。2条は、その義務が将来のメンバーとゲストを含む障害を持つメンバーとゲストに関して適用されること、団体は3つの合理的調整の要件すべてを遵守しなければならないことを説明する。2条は、団体が行わなければならない調整の種類を定め、その義務が要求しないことを定め、「物的特徴」の意味について追加の情報を提供する。それは、将来のメンバーとゲストを含む障害を持つメンバーとゲストのニーズを団体が予測して適切な合理的調整を行わなければならないことを意味する予測的義務である。

背景

914 本附則は、1995年障害者差別禁止法の類似の規定の効果を複製することを目的とする。

例

- ・30人のメンバーを抱える私的クラブは、通例、地方のレストランの上階でその年次晩餐会を開催する。しかしながら、昇降機がないので、階段を上ることに厳しい困難を持つ二人の新しい障害を持つメンバーにはその部屋はアクセスできない。その義務の下でクラブは、新しいメンバーに調整するために会場を階下の部屋に変更することを考える必要がある。これは、クラブが行う合理的調整になりそうである。
- ・クラブは、標準の活字を読むことができないメンバーを持つ。その義務の下で彼らのために大きな活字と音響テープで情報を提供することについてクラブは考える必要がある。これらは、クラブが行う合理的調整になりそうである。

附則16：団体：例外

915 附則16は、法の第7部の団体規定の例外を内容とする。

単一的特徴の団体：1条

効果

916 特定の特徴（特定の国籍、性的傾向または特定の障害のような）を共有する者が一緒になることが主な目的である団体が、そのような者にメンバー資格を制限することを継続し、団体の権利を行使することができる者またはゲストとして招待されることができる者に類似の制限を課すことを本条は認める。

917 しかしながら団体が特定の皮膚の色を持つ者にそのメンバー資格を制限することは違法である。

背景

918 特定の保護される特徴を共有する者を一緒にする団体のための例外は、

人種と性的傾向に関して従前の立法で規定された。この例外は、差別禁止に沿ってすべての保護される特徴を対象とするために拡張される。

例

- ・聾者のクラブは、聾である者にメンバー資格を制限することができ、盲人のようなその他の障害を持つ者に加入許可する必要はない。

安全衛生：2条

効果

919 それ以外を行うことが妊娠した女性の安全衛生に危険を招き、その他の身体的条件の者に関して団体が類似の措置を講じることになると団体が合理的に考える場合、妊娠した女性がメンバーとして加入許可されるまたはメンバーとして給付へのアクセスを与えられる条件において団体が彼女に異なる取扱いをすることは違法ではないことを保障することを本条は目的とする。準メンバーとゲストに関して同等な規定が制定される。

背景

920 団体が妊娠した女性を差別することを違法にする規定は、初めて法に導入された。公衆に対するサービス供給に適用されるものと類似である本条の規定も、したがって新しい。

例

- ・私的なメンバーの体育館は、妊娠の特定の時点以降（たとえば、36週以降）にスカッシュのコートへのアクセスを制限することを希望することができる。

附則17：障害を持つ生徒：執行

第1部：序

921 本附則は、学校の生徒に関して障害者差別の訴えを行うための手配を定める。

第2部：イングランドとウェールズの審判所

管轄権：3条

922 学校の生徒に関して障害者差別の訴えは、それらが入学許可または退学処分に関係しない限り、イングランドにおいて第1審審判所とウェールズにおいて特別教育ニーズ審判所に行われる。訴えは、子どもの親により提起される。

提訴期限：4条

923 訴えは、行為の開始から6か月以内に行われる必要がある。平等・人権委員会が紛争に関して調停の手配を行う場合には、この期間は9か月まで拡張されることができる。加えて、審判所は、この期限を超えて事件を検討することができる。

権限：5条

924 学校が生徒を差別したと審判所が認定する場合、とくにその問題を除去または軽減するために審判所が適すると見る命令を審判所は行うことができる。しかしながら、審判所は、補償金の支払いを裁定することはできない。

手続：6条

925 ウェールズの大臣にはウェールズの審判所により審査される訴えの手続を統括するための規則を制定する権限が与えられる。

第3部：スコットランドの審判所

926 スコットランドではスコットランドのための付加的支援ニーズ審判所による障害者差別の訴えの審査のための手続規則を定める権限は、スコットランドの大臣により行使される。

第4部：入学許可と退学処分

927 障害者差別の訴えが維持学校または学園の入学許可または無期退学処分に関して行われる場合、その訴えは、審判所に行くよりもむしろ教育立法に定められる独立教育申立パネルの制度の下で提起されることになる。

背景

928 本附則は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を複製することを目的

とする。

例

- ・学校の生徒が彼の車椅子を理由に休憩時間に校庭でその他の子どもに加わることを認められず、彼の両親は、彼がその障害を理由に差別されていると考える。彼らは、学校に対し訴えを提起することができ、それは（イングランドでは）第1審審判所により審査される。同審判所は、生徒に有利に裁定し、差別を引き起こした行為を変更し、その生徒が休憩時間に仲間に加わるための手配を行う命令を学校に行う。
- ・生徒は、学校への入学許可を拒否され、彼女の両親は、それが彼女の障害を理由とすると考え、訴えを行う。その訴えは第1審審判所により審査されることはできず、教育立法の下で独立教育申立パネルにより審査される。

附則18：公的部門の平等義務：例外

効果

929 本附則は、公的部門の平等義務の対象範囲の例外を掲げる。

930 学校での生徒の教育と学校と子どもの自宅に関係する生徒へのサービスの供給に関して年齢に関する平等義務を1条は適用させない。

931 人種（それが「皮膚の色」を含む場合を除き）、宗教・信条および年齢に関して出入国管理に関する平等義務の機会均等の部分を2条は適用させない。

932 司法権または司法権を行使する者のためにもしくはその指示で行使される権限に関して3条は平等義務を適用させない。司法権は、裁判所または審判所以外の者、たとえば軍法会議により執行される司法権を含む。

933 2項に掲げられる者により執行される公務（1998年人権法の目的のために条件が定義されるもの）または3項に掲げられる権限に関して4条は平等義務を適用しない。

934 5条は、平等義務の範囲に命令により例外を付加する、変更するまたは削除する閣内大臣の権限を内容とする。しかしながら、司法権または国会、

スコットランド議会、ウェールズ国民議会および英国国教会総会に関する権限に関する例外を削除または制限するためにこの権限を行使することはできない。

背景

935 本附則は、人種関係法71 A 条の人種義務の出入国管理のための例外を置き換える。本附則はまた、例外とされた機関と権限に関する1975年性差別禁止法76 A 条3項と4項、1995年障害者差別禁止法49 C 条と49 D 条を置き換え、従前関係する平等義務を持たなかった保護される特徴に類似の規定を適用させる。

例

- ・異なる年齢の生徒間での機会均等の推進を検討することを学校は要求されない。異なる年齢の生徒間での良好な関係を促進する方法を検討することを学校は要求されない。しかし、その他の保護される特徴に関して生徒間での違法な差別を撤廃し、機会均等を推進しそして良好な関係を促進する必要に学校は依然として適正な注意を払うことが必要である。
- ・イギリス入国管理局は、出入国管理に関係する決定を行う際に、様々な人種、宗教・信条または年齢の人々のために機会均等を推進する必要に適正な注意を払うことを要求されない。しかしながら、そのような決定を行う際に、障害者、男女、すべての性的傾向と性転換の人々のために機会均等を推進する必要に同局は依然として適正な注意を払うことを要求される。

附則19：公的機関

効果

936 本附則は、149条1項に含まれる公的部門の平等義務に服する公的機関を掲げる。本附則は、3つの部に分かれる。すなわち、公的機関一般、関係するウェールズの機関、関係するスコットランドの機関。国境を跨ぐウェールズとスコットランドの機関について4つ目の部を付加するための規定がある。149条2項は、本附則に掲げられていないが、公務を遂行しているその他

の者に対し、公務の執行に関してのみ公的部門の平等義務を適用する。153条と154条の特定の義務を課す権限は、附則19に掲げられた機関のみに適用される。149条2項により公的部門の平等義務に服する者にこれらの権限は拡張しない。

背景

937 本附則は、出発点として1976年人種関係法の附則1 Aを使用する。

附則20：鉄道車両のアクセス性：遵守

938 本附則の規定は、2010年12月31日までに（全部またはある程度）施行されない場合に本附則が廃止されることを規定する法186条の規定と結びつく。

939 本附則は、法の国会通過中に、運輸省が1995年障害者差別禁止法46条の下で規則案について協議したので、法に含まれた。鉄道車両のアクセス性のための遵守認証書と民事執行権限から離れる動きを支持した政策再評価に続いてこれらは準備された。政府の選んだ選択肢、執行機関として計画される鉄道規制局を伴う1974年労働安全衛生法の執行権限の採用は、2008年7月に執行された新しい欧州基準の導入から生じた幹線鉄道システムへのアクセス性の執行の最近の変更と一致するライトレイルへアクセス性を執行することになる。その協議は2009年7月3日に終了したが、その結果を先取りしないために、遵守認証書と民事執行権限を利用する選択肢が法に維持された。

940 協議への回答は、本附則を施行しないとの政府が選んだ選択肢が利害関係者に広範に支持されることを指摘した。したがって政府は、1995年障害者差別禁止法の下での副次立法のパッケージの実施を進めた。それは、遵守認証書を含まず、鉄道規制局の現行の1974年労働安全衛生法の執行権限の下での同局による執行を伴う当初想定された民事執行権限制度を置き換えた。執行規定は、2010年4月6日に施行された2010年鉄道車両アクセス性（共同運転が可能ではない鉄道システム）規則（SI 2010/432）に含まれた。

941 したがって、政府の方針は、本附則を施行させないことである。しかしながら、規定は、読者の理解を援助するために以下で詳細になお説明される。

1条ないし4条

942 これらの条文は、鉄道車両のアクセス可能性の制度に「遵守認証書」の概念を導入する。その効果は、（アクセス可能性の基準の遵守を認証する）鉄道車両のアクセス可能性遵守認証書を有することを所定の鉄道車両に要求することになる。

鉄道車両のアクセス可能性遵守認証書：1条

効果

943 本条は、有効な遵守認証書がその鉄道車両に対して発給されない限り、規制対象鉄道車両が旅客輸送に使用されることを禁止することにより、鉄道車両のアクセス可能性の制度に遵守認証書を導入することを規定する。どの鉄道車両が遵守認証書を要求することになるかを定めるために、規則が要求される。

944 本条はまた、遵守認証書を有することを要求される規制対象の鉄道車両が同書を欠いて旅客輸送に運用される場合、制裁金が国務大臣に支払われることを可能にする規定を含む。

945 国務大臣が遵守認証書の発給を拒否した場合に、申請者により提出されることができる意見書を考慮に入れてその決定を見直すことを、規則に定められる最長期間内に、申請者が要求するために規定が制定される。そのような見直しを行う費用を回収するために料金を課すことができる。

背景

946 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47A条と47D条の規定を複製する。

遵守認証書に関する規則：2条

効果

947 本条は、1条により導入される遵守認証書制度が実際にどのように機能するかを定める規則が制定されることを可能にする。たとえば、規則は、遵守認証書を申請することができる者、同書が服する条件および同書の有効期間を定めることができる。

背景

948 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47B条1項ないし3項の規定の一部を複製する。

遵守に評価に関する規則：3条

効果

949 本条は、遵守の評価を実施することができる者に関する規定を含む遵守の評価の実行のために制定される規則を規定し、国務大臣により任命される者（「任命評価者」として知られる）によりその評価が実施されることを規定することができる。

950 3項は、任命評価者の任命、同人の作業に関連する料金を同人が課し、手続を定めること、任命評価者と遵守の評価を要求した者との間の紛争の付託について規則が規定を制定することを可能にする。

背景

951 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47B条の残りの規定を複製する。

遵守認証書に関する費用：4条

効果

952 本条は、遵守認証書の発給に関する行政業務を執行する費用を回収するために国務大臣が徴収することができる費用を定めるために規則が制定されることを可能にする。受け取られるいかなる費用も、統合基金に支払わなければならない。本条の下で規則を制定する前に、国務大臣は、代表的組織と協議しなければならない。

背景

953 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47C条の規定を複製する。

5条ないし12条

954 5条ないし12条は、鉄道車両のアクセス可能性規則の不遵守を理由に制裁金が徴収されることを可能にする民事執行制度について規定する。

アクセス可能性規則に従わない鉄道車両の使用を理由とする制裁金：5条 効果

955 鉄道車両のアクセス可能性規則の構造要件を遵守していないと見える規制対象鉄道車両の運行者に関して国務大臣が従う手続を本条は定める。この手続は、「改善」ならびに「最終」通知の発給を含み、上記車両が従うことを要求される鉄道車両のアクセス可能性規則の上記要素を依然として不遵守にもかかわらず同車両が使用される場合には、国務大臣は、制裁金を課することができる。制裁金の賦課に次第に導く多様な期限が、規則に定められなければならない。

背景

956 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47E条の規定を複製する。

アクセス可能性規則の不遵守以外の鉄道車両の使用を理由とする制裁金：6条 効果

957 アクセス可能性規則の技術的要件よりもむしろ運行上の要件を遵守しない方法で使用される車両に関して、本条は、5条に類似した規定を定める。たとえば、規制対象車両は、リフトや傾斜路のような障害者の乗り降りを援助する適切な装置を備えるが、スタッフの誰もそれを操作するために利用することができない。

背景

958 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47F条の規定を複製する。

鉄道車両の検査：7条

効果

959 規制対象鉄道車両が従うことを要求されるアクセス可能性規則の規定を遵守していないと疑うことに合理的な理由を国務大臣が持つ場合に利用することができる検査の権限を本条は定める。本条はまた、6条の下の通知の発給後の検査の類似の権限を与える。「検査官」には、そのような鉄道車両を試験

し、上記車両が保管されていると考えられる施設に立ち入り、上記車両に立ち入る権限が付与されることになる。運行者または運行者のために行動する者により検査官がこれらの権限の行使を意図的に妨害された場合には、国務大臣は、特定の事情において、運行者に制裁金を課することができる。

背景

960 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47G条の規定を複製する。

補完権限：8条

効果

961 通知において記載される鉄道車両が確認されることを可能にするために、所定の期限までに情報を提供することを鉄道車両の運行者に要求する通知を上記運行者に対し国務大臣が発給することを本条は認める。上記通知が与えられた日から最短14日でなければならない期限までに上記通知の受領者が情報を提供しない場合には、上記受領者に制裁金を課することができる。

962 5条または6条の下で送達される通知（鉄道運行者に対し車両またはその使用についてアクセス可能性規則を遵守させることを要求する通知）の遵守にインセンティブを与える規定も含まれる。そのような規定を遵守するために運行者が講じている措置を述べることを運行者に要求することができる。

963 この情報を提供しないことについて、5条または6条の下の「最終通知」の段階、不遵守を理由とする制裁金の徴収の前兆、に進む権限を国務大臣は付与される。

背景

964 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47H条の規定を複製する。

制裁金：額、支払日および回収：9条

効果

965 本条は、1条ならびに5条ないし8条の下で課せられる制裁金の額、支

払日および回収に関して規定する。規則の所定額または制裁金を受ける鉄道車両運行者の総売上高の10パーセントのいずれか少ない額を制裁金の最高限度は超えることはできないと本条は規定する。「総売上高」は、規則に定められる規定に従って決定されなければならない、国務大臣は、支払われることができるいかなる制裁金を回収するためにも裁判を提起することができる。

背景

966 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47J条1項ないし7項を複製する。47J条のその他の項は、10条に複製される。

制裁金：行為準則：10条

効果

967 本条は、制裁金の基準を決定することにおいて考慮されなければならない事項を定めるために国務大臣に行為準則を発給することを要求する。本附則の下で制裁金を課すまたは制裁金の賦課について受けた異議を検討する際に、同準則を考慮に入れることを国務大臣は要求される。制裁金に対する訴えを検討する際に、裁判所も同準則を考慮に入れなければならない（12条を見よ）。

968 最初のまたは改訂された行為準則を発給する前に、国務大臣は、草案を国会に提出しなければならない、命令により同準則を運用することができる。

背景

969 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47J条の残りの規定を複製する。

制裁金：手続：11条

効果

970 本条は、本附則の下での制裁金の賦課のための手続を定める。とくに、鉄道車両の運行者が制裁金を課される責任があることを運行者に通知する際に、国務大臣が提供しなければならない情報を本条は定め、制裁金の賦課と額に対し異議を申し立てる運行者の権利を概略する。異議を受けたならば、

国務大臣は、異議を検討し、適切な措置を講じる義務を負う。

背景

971 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47 K 条の規定を複製する。

制裁金：訴え：12条

効果

972 制裁金を課された運行者が制裁金を課される責任がない、またはその額が高すぎることを理由に裁判所に訴える運行者の権利を本条は定める。本条の下での訴えは、制裁金を課す国務大臣の原決定の再審査であり、(11条の下で)運行者が異議の通知を与えたか否か、または国務大臣が既に制裁金を減額したかにかかわらず、提起されることができる。

背景

973 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47 L 条の規定を複製する。

偽造等：13条

効果

974 人が詐欺の意思で、遵守認証書を偽造する、変更する、使用するまたは貸与すること、遵守認証書が他人に使用されることを認めること、遵守認証書に非常に類似する文書を作成するまたは保持することもしくは遵守認証書を取得する目的で虚偽の言明を故意に行うことを本条は犯罪とする。

975 人が詐欺の意思で、7条の下で国務大臣により授権される検査官になりすますことも本条は犯罪とする。

背景

976 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法49条の規定の要素を複製する。

規則：14条

977 本条は、附則に規定された規則を制定するいかなる権限も国務大臣により行使されることができることを規定する。

解釈：15条**効果**

978 本条は、本附則に関して「遵守評価」、「遵守認証書」、および「運行者」の用語により意味されるものを定義する。

979 2項の下で、本附則が適用される鉄道車両が183条の下で発せられる適用免除命令の対象である場合、鉄道車両アクセス可能性要件への本附則での言及は、上記車両が適用免除される要件を含まない。

背景

980 本条は、未だに施行されていない2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47 M 条の規定の要素を複製する。

附則21：合理的調整：補足**効果**

981 サービスを供給するまたは公務を遂行する者、使用者、教育提供者もしくは団体が、それが賃借する施設に対する合理的調整を検討することを要求され、そうすることに同意することを家主に要求する場合の合理的調整を取り扱う法の前附則に本附則の規定は適用される。本附則は、人が賃貸施設または賃貸施設の共通部分に合理的調整を行う前に同意が第三者から得られなければならないことを拘束する合意が要求する場合、合理的調整を行う義務を履行する上でその者が講じることが合理的である措置を定める。

982 人が合理的調整を行う義務を履行するために調整を行うことを希望するがそうすることができない場合、本附則は、賃借契約が特定の規定を含むとみなすことによりその調整が行われることを可能にする。たとえば、あたかも賃借人が家主の同意を得て変更を行うことができるような効果を賃借契約は有する。

983 家主が変更同意を与えることを拒否するまたは同意に条件を付ける場合、同意を要求する者（または行われる変更に関係を持つ障害者）は、その拒否（または条件付き同意）を県または執行官裁判所に付託することが

できる。

984 本附則はさらに、障害者が合理的調整義務の下で訴訟を提起する場合、雇用審判所での手続の当事者として家主が参加することを規定する。

985 本附則は、家主が同意を拒否するとみなされる場合、そのような拒否が不合理である場合、それが合理的である場合のような事項について規則を制定する権限を規定する。

背景

986 本附則は、1995年障害者差別禁止法の類似の規定を置き換える。本附則はさらに、イングランドとウェールズでの賃借ならびに commonhold 居住施設の共通部分の物理的特徴に変更を行う新しい義務に関して適用される。

例

- ・ 保険会社が賃貸2階建て建物で営業し、動作に損傷のある被用者に建物をいっそうアクセスできるようにするために階段昇降機を備え付けることを計画する。賃貸契約の条件は、階段の変更を禁止する。保険会社は、変更を行うことの許可を求める書簡を家主に送る。家主は上級家主と協議し、昇降椅子の備え付けを進めることを認めることにより賃貸契約のこの条件を放棄することに上級家主は同意する。しかしながら、同意の条件として、同家主は、賃貸契約の解約で椅子昇降機は撤去されることを要求する。
- ・ 障害を持つ賃借人が彼女の集合住宅の棟の入り口に自動扉を設置することを要求する。彼女の家主は同意しようとするが、彼は、変更不同意の上級家主の賃借人であるのでそうすることができない。その賃借人の救済は、県裁判所に彼女の家主に対し提訴することである。そこでは彼女は、上級家主がその訴訟の付加的当事者として参加することを要求することができる。県裁判所は、上級家主が同意を拒否することにおいて不合理に行動したと認定する場合、変更が行われることを命じ、彼に対し補償金を支払うことを命じることができる。

附則22：制定法上の規定

制定法上の権限：1条

効果

987 本附則の1条は、年齢、障害、宗教・信条、性および性的傾向の保護される特徴に関して、その他の法を理由に要求されるまたは将来要求されるものに従って行われるものについて法の幾つかの部の例外を規定する。

背景

988 1条は、従前の立法の制定法上の権限のための幾つかの例外を置き換える。しかしながら、欧州法が関係しない分野における制定法上の権限の下で行われた人種差別を免除した1976年人種関係法41条1項の例外は削除され置き換えられない。

例

- ・安全衛生規則が使用者にその他の選択を残さない場合、使用者は、障害を持つ被用者を適法に解雇することができる。
- ・大型貨物車両免許を保有するのに十分な年齢ではない者を大型貨物車両を運転するために雇用することを使用者は適法に拒否することができる。

女性の保護：2条

効果

989 本条は、妊娠中である、または最近出産した女性を保護するまたは女性特有の危険に対抗する法律を遵守するために要求される性または妊娠と出産に基づく職場での異なる取扱いを認める。

背景

990 本条は、1975年性差別禁止法と1989年雇用法における女性の保護のための幾つかの例外を置き換える。

例

- ・夜勤労働者が妊娠中で彼女の一般医が彼女は夜勤を行ってはならないことを証明したことを理由に、ケアホームは、彼女を適法に解雇することはできないが、適法に停職させることはできる。

- ・授乳年齢の女性に有害になりうる化学物質を運送することを女性のタンクローリー運転手に認めることを運送業者が拒否することは、適法になる。

教育上の任命等：宗教的信条：3条と4条

効果

991 学校または高等もしくは継続教育機関の統轄文書が、校長または学長は特定の宗教上の階層にあること、あるいは特定の学術的地位が女性により保持されなければならないことを要求する、もしくは教授職を設定する立法または文書が、その保持者が聖職者であることを要求する場合、上記機関の特定の地位について性または宗教の差別に関する規定の例外を3条は規定する。女性のために留保される学術的地位の場合、統括文書が1990年1月16日より前に作成された場合にのみその例外が適用される。

992 特定の施設または施設の種類に関してその例外を撤回する閣内大臣に付与された命令制定権限がある。

993 4条は、宗教的性格または校風を持つ学校（しばしば信仰学校と言及される）が、1998年学校基準・枠組み法により許容される特定のことを行うことは違法な差別ではないと規定する。これは、以下を含む。

- ・宗教教育を行うために任命された教員が完全にそれを行わない場合に解雇されることを認めること。
- ・校長を任命する際に、信仰学校が宗教的考えを考慮に入れることを認めること。
- ・任意援助学校または独立学校が雇用問題において宗教的考えを考慮に入れることを認めること。

背景

994 3条は、1989年雇用法5条の規定の効果を複製することを目的とする。

995 宗教教授職が聖職者によってのみ保持されることができるので、総合大学はそのような地位を特定の宗教に制限する。

996 4条は、2003年雇用平等（宗教・信条）規則39条の効果を複製することを目的とする。

例

- ・ 宗教的校風を持つ任意に管理される基金創立学校は、その学校の宗教的性格を維持し発展させる能力と適性に基づいて校長を任命することができる。
- ・ 宗教的校風を持つ任意援助学校は、同じ信仰を共有する申請者に教員の雇用を制限することができる。たとえば、ほとんどのカトリック学校は、教職の申請者がカトリックを信仰することを要求することができる。

国王の雇用等：5条**効果**

997 5条は、公務、外交、軍事または安全保障と諜報活動そして特定の公的機関による外国人の雇用に対する制限を認める。同条はまた、外国人の公職の保持に対する制限を認める。

背景

998 5条は、1976年人種関係法の類似の規定を置き換える。

例

- ・ 安全保障と諜報活動の地位は、自動的にイギリス国民に留保される。
- ・ イギリス人、英連邦またはアイルランドの市民もしくはイギリスの保護民ではない者は、グルカ人の顕著な例外を除き、軍隊で兵役に就くことを一般的に禁止される。

附則23：一般的例外**制定法または行政府により授権される行為：1条****効果**

999 本条は、法律、政令または規則により要求される場合、居住要件に基づく直接国籍差別と間接人種差別を認める。

背景

1000 本条は、1976年人種関係法の類似の例外を置き換える。

例

- ・ 従前の労働許可制度を置き換えたポイント制のシステムは、欧州経済地域

外とスウェーデンからの入国者にイギリスで労働する許可が与えられるべきであるか否かを決定する際に国籍に基づいて差別することができる。

- ・ NHS は、通常イギリスに居住しない一部の者にイギリスで受ける入院費用を課することができる。
- ・ イングランドとウェールズの総合大学の留学生には、国内の学生よりも高い学費を支払うことを要求することができる（スコットランドには学費はない）。

宗教・信条に関する組織：2条

効果

1001 2条は、サービスと公務、施設および団体に関する法の規定に関して、宗教・信条組織のための例外を規定する。

1002 この例外を利用することができる組織の種類は、宗教・信条を実行する、推進するまたは教えるために存在し、宗教・信条にある者がその宗教・信条に関係するいかなる活動にも参加するまたはいかなる給付も受け取るとを認める、様々な宗教・信条にある人々の間の良好な関係を促進する組織である。その主要な目的が商業的である組織は、この例外を利用することはできない。

1003 この例外は、組織（または組織の代表者）が組織のメンバー資格、組織活動への参加、組織が提供する物資、便宜またはサービスの利用および組織の施設の利用に対し制限を課することを認める。しかしながら、いかなる制限も、人の宗教・信条または性的傾向に照らしてのみ課することができる。

1004 宗教・信条に関して、組織の目的を遵守するためにまたは組織が代表する宗教・信条にあるメンバーに対して生じる攻撃を避けるために制限が必要である場合にのみ、この例外は適用されることができる。

1005 性的傾向に関して、組織の教義を遵守するためまたは組織が代表する宗教・信条にあるメンバー強く抱かれた信念との衝突を避けるために必要である場合にのみ、この例外は適用されることができる。しかしながら、組織が公的機関の代わりに活動を遂行するために公的機関と契約する場合、その

活動に関して性的傾向を理由に組織は差別することはできない。

1006 この例外はまた、宗教の聖職者が、聖職者としての職務の遂行において行う活動への参加とそのような職務の遂行の過程で聖職者が提供する物資、便宜またはサービスに対するアクセスを制限することを可能にする。

背景

1007 本条は、2006年平等法第2部と2007年平等法（性的傾向）規則における類似の規定の効果を複製する。

例

- ・カトリックの神学校は、カトリック信者に学生の地位を制限することができる。これは、違法な宗教・信条差別にならない。
- ・教会は、ゲイの鼓舞大会が有意の数の信者の強く抱かれた宗教的信念と衝突すると考えるので、講堂を同大会に貸与することを拒否する。これは、違法な性的傾向差別にならない。
- ・地方機関の代わりに地域内の高齢者とその他の脆弱者に食事を提供するために地方機関と契約を締結する宗教組織は、性的傾向を理由に差別することはできない。

公共宿泊所：3条

効果

1008 本条は、性とジェンダー再配置の差別の一般的禁止の例外を規定する。本条は、公共宿泊所が男性と女性のために可能な限り公正に運営される限り、同所が単一の性のみにも制限されることを認める。本条は、単一の性のみにも公共宿泊所を制限する際に考慮されなければならない要素を定め、性転換者の差別的取扱い、客観的に正当化されなければならないと規定する。

1009 公共宿泊所は、私事の理由により単一の性のメンバーにより利用されるべきである共同の宿泊設備を含む居住施設と定義される。

1010 このような公共宿泊所が労働の分野で拒否される、またはこのような公共宿泊所に関連する給付が拒否される場合、該当者を補償するために合理的である代替措置が講じられなければならない。

背景

1011 本条は、1975年性差別禁止法の類似の規定を置き換える。例外の範囲は、雇用、教育およびサービスからすべての分野に拡大された。

例

- ・ホステルは、男性客のみを受け入れる。寝室の大部分は共同で共同浴室が1つしかないので、ホステルが女性客を受け入れることを拒否することは、違法ではない。
- ・労働現場で唯一利用できる宿泊施設は、男性により占有される公共宿泊所である。労働現場での訓練課程に参加することを希望する女性被用者は、男性のみの施設を理由に利用許可を拒否される。彼女の使用者は、たとえば、代替施設または代替課程を手配することにより、彼女を補償する合理的である代替措置を講じなければならない。

欧州経済地域外の居住者に提供される訓練等：4条

効果

1012 欧州経済地域内の国に住んでいない人々がその後修得した技能をグレートブリテンで利用しないと訓練の提供者が考える限り、そのような人々のために計画された訓練と関連する給付に関する人の国籍を理由とする不利益取扱いを4条は認める。これは、欧州経済地域の居住者が、この種の活動に関して差別されたと訴えることができないことを意味する。

1013 雇用または下請労働の唯一または主な目的が、技能訓練の提供である場合、雇用または下請労働は、この例外の対象とすることができる。世界中の紛争に取り組むことと多国籍軍でのイギリスを支援することにおいてイギリスを援助するための技能を他国に提供することに役立つ現行の仕組みを反映するために防衛訓練に関して特別の規定が定められる。

背景

1014 本条の主な目的は、発展途上国からの人々が彼らの居住国では利用できない肝要な技能を修得することを可能にすることである。本条は、1976年人種関係法の類似の規定を置き換える。非居住の一般原則は、グレートブリ

テンからすべての欧州経済地域に拡張された。ただし、欧州経済地域外諸国と並んでその他の欧州経済地域諸国からの軍隊に提供される防衛訓練は除かれる。

例

- ・帰国してから修得した技能を実践するモザンビークに住む人々のためにグレートブリテンで訓練制度を提供する、持続可能な灌漑を専門とする企業が、グレートブリテンに住む者と同じ訓練を提供することを拒否することは、違法ではない。

附則24：調和：例外

効果

1015 本附則は、203条の権限が適用されない法の規定を定める。これらは大部分、平等規定がすべて欧州法により明確に統括されるまたは別段生じる変則を処理するためにその他の立法の下で権限が存在する規定である。したがって、必要ならば欧州法の変更にこれらの規定を揃えるために203条の権限を利用してこれらの規定を改正することは可能にならない。

附則25：情報社会のサービス

効果

1016 本附則は、コンピュータ利用商業指令として知られる2000年6月8日欧州指令2000/31/ECの要件と法の規定が衝突しないことを保障する。同指令は、オンラインショッピング、直接販売・広告のような電子機器の方法により事業と消費者に遠距離で提供されるサービスである情報社会のサービスに関係する。情報社会のサービスの供給者がグレートブリテンで設立される場合、法の規定は、イギリス以外の別の欧州経済地域国で情報社会のサービスを提供することにおいて供給者により行われるあらゆることに適用される、と本附則は規定する。対照的に、供給者がイギリス以外の別の欧州経済地域国で設立される場合、情報社会のサービスを提供することにおいて供給者により

行われるあらゆることに法は適用されない。インターネットの運用に不可欠な活動を行う介在するインターネットサービスの供給者に関して、法の規定の多様な例外が規定される。

背景

1017 これらの規定は、新しい。これらは、イギリスが同指令を正確に移項することを保障するために必要である。

例

- ・グレートブリテンで設立されたオンラインの旅行企業が、同性愛のカップルからの相部屋の宿泊施設の予約を取ることを拒否する。この場合、申立人がイギリスにいるか別の欧州経済地域国にいるかにかかわらず、直接的傾向差別の訴えをイギリスの裁判所に提起することができる。
- ・主要なスポーツ行事の入場券を提供するオンラインの小売業者が、将来のサッカーワールドカップの招待旅行を予約する際に、男性の大部分には割引を提供するが、女性には提供しない。この場合、ドイツで設立されたオンラインの小売業者がそうするならば、申立人がイギリスにいるか別の欧州経済地域国にいるかにかかわらず、直接性差別の事件は、ドイツの裁判所に提起されなければならない。

附則26：改正

効果

1018 本附則は、以下の法律に対する多くの改正を定める。1988年地方政府法、1989年雇用法および2006年平等法。これらの法律が法に含まれる新しい規定に正確に言及し、そのような新しい規定と適正に協働することを保障するためにこれらの改正は必要である。たとえば、新しい用語または新しい定義が法で使用され、廃止されることになる立法に含まれる同じまたは類似の用語に別の法律が言及する場合、新しい用語または定義に言及するためにその別の法律は改正される必要がある。本附則で定められる改正に付け加えて、一緒に利用される216条と207条は、その他の一次的立法に類似の結果的改正を行

う権限を規定する。

1988年地方政府法：1条ないし4条

効果

1019 本条は、1988年地方政府法（「1988年法」）第2部を改正し、同部が適用される公的機関は、平等義務を遵守するためにそうすることが必要であるまたは便宜的であると考える程度まで非商業的事項として職務を遂行することができる」と規定する。

背景

1020 1988年法17条は、同部が適用される公的機関が調達プロセスに特定の非商業的事項を持ち込むことを禁止する。これらは、同条の5項に定められる。1988年法18条は、同法17条は、そのような機関が1976年人種関係法の下でのそれらの義務を遵守することを制限しないことを保障した。同条は、そのような機関が契約者に6つの承認された質問を尋ねることを認めることによりこのことを達成した。

1021 2001年地方政府最高価値（非商業的考慮の排除）命令（SI 2001/9090）は、1988年法17条5項a号ないしd号を改正した結果、契約者の労働者らの雇用条件等に関する事項と労働争議中の契約者またはその労働者の行為は、1999年地方政府法または1981年営業譲渡（雇用関係の保護）規則の最高価値要件の遵守を認めるまたは促進するために必要であるまたは便宜的である限りにおいて、非商業的事項であることを止める。類似の改正が、スコットランドとウェールズについて行われた。

例

- ・従前、人種義務において契約者に承認された6つの質問のみを尋ねることを認められた、最高価値機関ではない地方機関は、公的供給または労働を契約する際に、公的部門の平等義務の要件を遵守するために適しているとみなす広範な問題を検討することが現在できる。
- ・地方機関は、民間企業と契約することを希望する。その契約を裁定することを決定する際に、その企業の労働者らの民族構成、労働争議中のその企

業の行動および非商業的と定義されるその他のいかなる事項も地方機関は考慮に入れることができる。しかし、公的部門の平等義務の要件を満たすためにそうすることが必要であると地方機関が考える場合のみである。

2006年平等法：13条

効果

1022 2006年平等法のこの改正は、個人に適用された場合直接差別を生じることになる手配を行うことを含む、法の下での直接と間接の差別に関して、調査を行う権限と差止め命令を申し立てる権限のような執行権限を行使することを平等・人権委員会に認める。障害から生じる差別と当事者の関係が終了した場合における差別、使用者が障害と健康について禁止された質問を求人応募者に尋ねる場合、そして106条の権限を行使する政党に課せられる多様性の報告の要件を執行することに関して、平等・人権委員会はまた、その権限を行使することができる。

1023 この改正は、個人がその差別により影響を受けたことを平等・人権委員会が知っているまたは疑っているか否かにかかわらず、同委員会がその権限を行使することを認める。2006年平等法は、法の下で個人が訴えを提起する権利に影響しないことをこの改正は明確にする。

背景

1024 この改正は、差別的行為や差別的広告に関する従前の差別禁止法の規定を部分的に置き換える。差別的行為と広告に対する実質的禁止は、法のほかのところ対象とされるので、もはや要求されない。しかしながら、この改正は、障害から生じる差別と並んで保護される特徴のいずれかを理由とする直接と間接の差別双方を対象とするために平等・人権委員会による執行を拡大する。この改正はまた、使用者が障害と健康についての禁止された質問を求人応募者に尋ねる場合と政党に課せられる多様性の報告に、平等・人権委員会の既存の権限の行使を拡大する。

例

・ゴルフクラブは、少数民族社会の出身者にメンバー資格を与えない非公式

であるが周知の方針を運用し、それは、これらの社会の出身者が申請することを抑制する。平等・人権委員会は、上記方針により直接影響を受ける特定の個人について知らなくても、この未公認の差別の方針を調査することができる。

- ・ B&B は、顧客に対し広告するが、ジプシーや漂泊民社会の出身者を歓迎しない文面を含む。平等・人権委員会が行動を起こすことができるとしても、その B&B に滞在することを抑制される個人は、依然として自身で提訴することができる。

附則27：廃止と取消

効果

1025 本附則は、法の関係規定が施行されると、効力を停止する法律の規定を掲げる。

附則28：定義される表現の索引

効果

1026 本附則は、法で定義される用語と表現を掲げ、その定義を見出すことができる法の規定を読者に参照させる。

